

市会議案第24号

無年金者対策の推進を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年9月27日提出

吹田市議会議員 野田 泰弘

同 齋藤 晃

同 吉瀬 武司

無年金者対策の推進を求める意見書（案）

無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年（2012年）2月に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱において、年金受給に必要な受給資格期間の短縮が明記された。

平成19年（2007年）の調査における、無年金見込者を含めた無年金者は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を25年から10年に短縮すれば、65歳以上の無年金者のうち、約4割に当たる約17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えばアメリカやイギリスは10年、ドイツは5年、フランスやスウェーデンは受給資格期間を設けていないなど、日本は他国に比べ、受給資格期間が明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年（2017年）4月に予定していた消費税率10%への引上げを平成31年（2019年）10月まで再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に閣議決定した、未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、下記の事項に早急に取り組むよう強く求める。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置を平成29年（2017年）度中に確実に実施できるよう、必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として、最大で月額5,000円（年額6万円）を支給する、年金生活者支援給付金については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

吹 田 市 議 会